

【佐賀県有田町】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	1,512	1,500	1,470	1,400	1,400
② 予備機を含む整備上限台数	1,738	1,725	1,690	1,610	10
③ 整備台数（予備機除く）	0	0	0	1,400	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	0	0	1,400	0
⑤ 累積更新率	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
⑥ 予備機整備台数	0	0	0	200	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	0	200	0
⑧ 予備機整備率	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

（確認事項）

①の児童生徒数については、現時点の住民基本台帳情報より推計・試算している。

（端末の整備・更新の考え方）

現行機（Chromebook）は、令和元年度および令和2年度に、合計1,600台整備されている。

第2期GIGAスクール構想における端末整備では、令和9年度の児童生徒数に予備機約15%相当分を加えた1,600台を更新する予定。

令和10年度は更新済の端末と児童生徒数を比較し、追加が必要な状況ならば調達を行う。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

○対象台数：1,600台

○処分方法

- ・更新端末の納入事業者による回収・処分：1,200台

- ・各学校によるリユース：400台

基本的なデータ消去を行ったうえで「管理職用」「SC、SSW、支援員等用」「養護教諭等学校職員用」など、各学校の実態に応じて使用することを計画している。このことについては、今後、各学校に文書等で通知する予定。

○端末のデータの消去方法

- ・端末納入業者回収分については、業者によるデータ消去と、その後の報告書提出を求める。

・リユース分については、各学校配置の ICT 支援員が行う。その後は使用できなくなるまで学校で保管し、台数がある程度まとまったところで、データの消去も含め、小型家電リサイクル法の認定事業者に再資源化を委託する想定である。

○スケジュール（予定）

・端末納入業者回収分

令和 9 年 12 月 新規購入端末の使用開始

令和 10 年 1 月 使用済み端末の事業者への引き渡し

・各学校によるリユース分

令和 9 年 12 月 ICT 支援員によるデータ消去処理 ⇒ 対象職員へ配布

（「⑤ 累積更新率」が令和 10 年度までに 100%に達しない場合は、その理由）